

播磨臨海地域道路(第二神明～広畑)都市計画に係る説明会 説明内容

スライド3

- ・播磨臨海地域道路は、播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな高規格道路で、全体計画は、神戸市から太子町までの約50kmとなります。
- ・この内、神戸市西区の第二神明道路から姫路市広畑までの約32kmの区間について、現在、都市計画及び環境影響評価手続を進めています。

スライド4

- ・ジャンクションとインターチェンジについて、ご説明いたします。
- ・今回計画区間は、第二神明道路に接続する明石西JCTを起点とし、加古川JCTで国道2号バイパスの姫路方面と、姫路JCTで国道2号バイパスの神戸、岡山の両方面と播但連絡道路に接続します。
- ・インターチェンジにつきましては、計13箇所計画しており、高砂市域においては高砂東インターチェンジ、高砂西インターチェンジ、伊保インターチェンジの3つのインターチェンジを計画しています。

スライド5

- ・播磨臨海地域道路の計画概要です。
- ・起点は神戸市西区の明石西ジャンクション、終点は姫路市広畑の広畑インターチェンジとなります。
- ・延長は約32km。
- ・道路区分は、第2種第1級の自動車専用道路。
- ・本線の設計速度は80km/h。
- ・道路構造は、主に橋梁構造ですが、一部区間で、土工やトンネル区間があります。
- ・車線数は片側2車線の4車線。
- ・1車線あたりの車線幅は3.5mで、標準幅員は18.75mとなります。

スライド 7

- ・ 手続の流れについて、ご説明いたします。
- ・ こちらのフロー図は、左側に「都市計画手続を含む、道路計画の検討」、右側に「環境影響評価手続」の流れを示しています。

【道路計画の検討】

- ・ 平成 25 年から平成 28 年にかけて国土交通省が「優先区間の絞り込み手続」を行い、緊急性が高く、整備を優先的に取り組む区間を検討し、「第二神明道路から姫路市広畑」までの区間を、「当面、都市計画及び環境影響評価を進める区間」に決定しました。
- ・ その後、平成 28 年から令和 2 年にかけて国土交通省が「計画段階評価手続」を行い、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証し、概略ルートを 4 つの案から、内陸・加古川ルートに決定しました。

【環境影響評価手続】

- ・ 計画段階評価手続と並行して、国土交通省により、環境影響評価手続が進められ、事業の早い段階で環境への配慮事項をとりまとめた、「配慮書」が作成されました。
- ・ その後、県が、令和 3 年 7 月に、調査、予測、評価の項目と手法をまとめた「方法書」を公告・縦覧しました。
- ・ 方法書の手続では、住民説明会を開催し、地域の皆様からご意見をいただいています。

スライド 8

【道路計画の検討】

- ・ 令和 4 年 11 月に国土交通省から都市計画素案の基となる、ルート計画案が、兵庫県と神戸市に手交されました。
- ・ それを踏まえて県と沿線市町が連携し、国土交通省の協力を得ながら、都市計画の検討を進めてまいりました。
- ・ 現在は、都市計画の案を作成するため、皆様のご意見をお伺いしている段階で、昨年 11 月～12 月にかけて、播磨臨海地域道路のルートや本線の構造についての説明会を 5 市 1 町で計 32 回開催いたしました。
- ・ 本日は、インターチェンジに繋がるアクセス道路や関連都市計画施設についてご説明させていただきます。

【環境影響評価手続】

- ・ 現在、調査、予測、評価の結果と環境保全措置を取りまとめた、「準備書」を作成中です。「準備書」につきましては、時期は未定ですが、今後、縦覧期間中に、別途説明会を開催する予定です。

スライド 9

- ・播磨臨海地域道路の都市計画で定める事項は、都市施設の種類、名称、位置、区域等でご覧のとおりとなります。
- ・区域については、素案の段階ですが、会場に掲示している、縮尺 2,500 分の 1 の計画図で示す範囲となります。

スライド 11

- ・アクセス道路について、ご説明いたします。
- ・高砂市の会場ではチラシに記載しているアクセス道路、6 路線をご説明いたします。

スライド 12

- ・高砂東インターチェンジに接続する沖浜平津線について、ご説明いたします。
- ・高砂東インターチェンジは東方向のみに対応しているハーフインターチェンジで、神戸方面と往來することができます。
- ・なお、今回スクリーンでお示ししている播磨臨海地域道路のルートについては、昨年の説明会でお示したものと同じで、ルートが確定したわけではありません。

スライド 13

- ・高砂東インターチェンジと沖浜平津線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 14

- ・沖浜平津線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域を変更します。

スライド 15

- ・沖浜平津線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・まず初めに、図面の着色について、ご説明します。
- ・青色が現在の都市計画区域、赤色が今回追加する区域、黄色が今回削除する区域となります。
- ・沖浜平津線につきましては、高砂東インターチェンジに接続する交差点を新たに設置することに伴い、東側に都市計画区域が広がります。

スライド 16

- ・新たに設置する交差点付近のイメージ図となります。

スライド 17

- ・高砂西インターチェンジに接続する高砂西インター線について、ご説明いたします。
- ・なお、高砂西インターチェンジは西方向のみに対応しているハーフインターチェンジで、姫路方面と往來することができます。

スライド 18

- ・高砂西インターチェンジと高砂西インター線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 19

- ・高砂西インター線は播磨臨海地域道路と合わせて、新たに都市計画決定します。
- ・なお、高砂西インター線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりです。

スライド 20

- ・高砂西インター線については、現在の市道(193号線)を改良する計画で、沖浜平津線との交差点から、高砂西インターチェンジの間を2車線で都市計画決定します。
- ・東側から区間1、区間2、区間3の順で、拡大した平面図と横断図を用いてご説明いたします。

スライド 21

- ・区間1です。
- ・都市計画区域については、現況の市道認定区域と同じ区域を都市計画決定し、走行の安全性、円滑性を考慮し、車線幅員と停車帯等の幅員を変更する計画です。

スライド 22

- ・区間1のイメージ図となります。

スライド 23

- ・区間2です。
- ・都市計画区域については、先ほどの区間1と同様、走行の安全性、円滑性を考慮し、車線幅員を変更し、新たに停車帯を設置する計画です。

スライド 24

- ・ 区間 2 のイメージ図となります。

スライド 25

- ・ 区間 3 です。
- ・ 都市計画区域については、先ほどまでの区間と同様に、現況の市道認定区域と同じ区域を都市計画決定します。
- ・ なお、本区間においては、車線幅員等の変更もございません。

スライド 26

- ・ 区間 3 のイメージ図となります。

スライド 27

- ・ 伊保インターチェンジに接続する高須松村線、及び、梅井線、中浜阿弥陀線について、ご説明いたします。
- ・ なお、伊保インターチェンジは東方向のみに対応しているハーフインターチェンジで、神戸方面と往來することができます。

スライド 28

- ・ 高須松村線について、ご説明いたします。
- ・ 伊保インターチェンジと高須松村線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 29

- ・ 高須松村線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、名称、区域、車線数、幅員を変更します。

スライド 30

- ・ 高須松村線については、計画交通量にあわせて、車線数を 4 車線の計画から 2 車線の計画に変更します。
- ・ また、播磨臨海地域道路の計画に伴い、道路線形等も変更します。
- ・ 東側から区間 1、区間 2、区間 3 の順で、拡大した平面図と横断図を用いて、ご説明いたします。

スライド 31

- ・伊保インターチェンジ付近の区間 1 です。
- ・本区間は車線数を 4 車線の計画から 2 車線の計画に縮小することに伴い、南側の区域を削除します。
- ・北側については、高須松村線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として、青色の現在の都市計画区域が残ることとなります。

スライド 32

- ・伊保インターチェンジを南側から見たイメージ図となります。

スライド 33

- ・伊保インターチェンジが接続する交差点を西側から見たイメージ図となります。

スライド 34

- ・松村川の東側の区間 2 です。
- ・本区間も松村川の東側付近までは、区間 1 と同様に、南側の区域を削除し、北側の区域は、高須松村線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として残ることになります。
- ・また、松村川の西側付近は、道路線形の変更により、南側の区域が広がります。

スライド 35

- ・松村川付近を東側から見たイメージ図となります。

スライド 36

- ・天川の東側の区間 3 です。
- ・本区間は、天川を越え、後ほど説明します姫路市域の海岸線に接続する橋梁を計画しており、高須松村線周辺の土地利用を踏まえ、本線の両側に副道を計画しています。
- ・都市計画区域については、断面 1 の位置では切土を伴うため区域が両側に広がります。
- ・断面 2 の位置では道路線形の変更により、北側の区域を削除し、南側の区域は、高須松村線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として残ることとなります。
- ・なお、天川から西側については、海岸線として計画しています。

スライド 37

- ・天川の東側のイメージ図となります。

スライド 38

- ・高須松村線を東側から見たイメージ図となります。

スライド 39

- ・天川の手前付近を拡大したイメージ図となります。

スライド 40

- ・梅井線について、ご説明いたします。
- ・播磨臨海地域道路と梅井線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 41

- ・梅井線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域を変更します。

スライド 42

- ・梅井線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・梅井線については、高須松村線の都市計画区域を変更することに伴い、起点位置を北東へ約2m変更します。
- ・なお、幅員等の変更はございません。

スライド 43

- ・梅井線を北側から見たイメージ図となります。

スライド 44

- ・中浜阿弥陀線について、ご説明いたします。
- ・播磨臨海地域道路と中浜阿弥陀線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 45

- ・中浜阿弥陀線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域を変更します。

スライド 46

- ・中浜阿弥陀線の都市計画区域について、ご説明いたします。
- ・中浜阿弥陀線については、高須松村線の都市計画区域を変更することに伴い、起点位置を南西へ約 10m 変更します。
- ・なお、高須松村線に取り付けるため、中浜阿弥陀線の一部区間において、区域が両側に広がります。

スライド 47

- ・中浜阿弥陀線を北側から見たイメージ図となります。

スライド 48

- ・大塩インターチェンジに接続する海岸線について、ご説明いたします。
- ・なお、大塩インターチェンジは西方向のみに対応しているハーフインターチェンジで、広畑方面と往來することができます。

スライド 49

- ・大塩インターチェンジと海岸線の位置関係はご覧のとおりとなります。

スライド 50

- ・海岸線の都市計画で定める事項は、ご覧のとおりで、赤色で示す、区域と本区間では車線数を変更します。

スライド 51

- ・海岸線についても、高須松村線と同様、計画交通量にあわせて、本区間の車線数を 4 車線の計画から 2 車線の計画に変更し、道路線形等も変更します。
- ・東側から区間 1、区間 2、区間 3 の順で、拡大した平面図と横断図を用いてご説明いたします。

スライド 52

- ・天川の西側の区間 1 です。
- ・本区間は、高須松村線から橋梁で繋がる区間となります。高須松村線と同様に海岸線周辺の土地利用を踏まえて、本線の両側に副道を計画しています。
- ・都市計画区域については、道路線形等の変更により北側の区域を削除します。

スライド 53

- ・天川付近から西側を見たイメージ図となります。
- ・天川を越えて、本線の両側に副道を計画しています。

スライド 54

- ・広畑方面から天川付近を見たイメージ図となります。

スライド 55

- ・天川付近を拡大したイメージ図となります。

スライド 56

- ・天川付近のイメージ図となります。
- ・本線に沿って両側に副道を計画しています。

スライド 57

- ・姫路大学付近の区間 2 です。
- ・こちらの区間は、北側の区域を削除します。
- ・南側については、区間 1 と同様に、海岸線の区域としては不要となりますが、播磨臨海地域道路の区域として残ることとなります。

スライド 58

- ・姫路大学前のイメージ図となります。

スライド 59

- ・大塩インターチェンジ付近の区間 3 です。
- ・歩道については、基本的には青色の現在の都市計画区域内の両端に計画していますが、大塩インターチェンジ付近は歩行者導線を確保するため、一部、インターチェンジの外側に歩道を切り回す計画としています。そのため、歩道区域として赤色の区域を追加します。

スライド 60

- ・大塩インターチェンジの出入口付近のイメージ図となります。
- ・海岸線と、広畑方面に対応した大塩インターチェンジが接続しています。

スライド 62

- ・ 関連都市計画施設の公園について、ご説明いたします。
- ・ 公園については向島公園と高砂公園の2箇所となり、いずれの施設においても、播磨臨海地域道路との重複範囲の削除となります。

スライド 63

- ・ 向島公園については、播磨臨海地域道路の計画との整合を図るため区域を一部削除いたします。
- ・ また、未供用区域は、機能が既に担保されており、今後も事業が見込まれないことから併せてこれら区域の削除も行います。
- ・ 緑色部分が既決定の範囲、黄色部分が今回削除する範囲となっています。
- ・ 変更前の面積が約7.8ha、変更後の面積が約6.2haとなります。

スライド 64

- ・ 高砂公園については、播磨臨海地域道路の計画との整合を図るため区域を一部削除いたします。
- ・ 緑色部分が既決定の範囲、黄色部分が今回削除する範囲となっています。
- ・ 変更前の面積が約1.5ha、変更後の面積が約0.5haとなります。

スライド 65

- ・ 関連都市計画施設の下水道施設について、ご説明いたします。
- ・ 高砂浄化センターについても播磨臨海地域道路との重複範囲を削除いたします。

スライド 66

- ・ 高砂浄化センターについては、播磨臨海地域道路の計画との整合を図るため、機能を確保したうえで区域を一部削除いたします。
- ・ 緑色部分が既決定の範囲、黄色部分が今回削除する範囲となっています。
- ・ 変更前の面積が約22,600㎡。変更後の面積が約19,600㎡となります。

スライド 67

- ・ 鹿島機場と鹿島第2ポンプ場について、ご説明いたします。

スライド 68

- ・鹿島機場については、播磨臨海地域道路の計画と本施設が重複すること、また、松村川の下流側に高潮・洪水対策による松村川防潮水門・排水機場を建設し、機能に移したことにより本施設を廃止するため、区域を削除いたします。
- ・黄色部分が今回削除する範囲となります。

スライド 69

- ・鹿島第2ポンプ場については、播磨臨海地域道路の計画との整合を図るため、機能を確保したうえで、区域を一部削除いたします。
- ・また、ポンプ設備の搬入ヤードや浚渫作業搬入通路を確保するため、区域を一部追加いたします。
- ・緑色部分が既決定の範囲、赤色部分が今回追加する範囲、黄色部分が今回削除する範囲となっています。

スライド 70

- ・関連都市計画施設の火葬場、高砂斎場について、ご説明いたします。

スライド 71

- ・火葬場、高砂斎場については、播磨臨海地域道路の計画との整合を図るため、区域を一部削除するとともに、当該火葬場に求められる機能を担保するため一部区域を追加いたします。
- ・緑色部分が既決定の範囲、赤色部分が今回追加する範囲、黄色部分が今回削除する範囲となっています。
- ・変更前の面積が約0.8ha、変更後の面積が約9,000㎡となります。

スライド 73

- ・今後の予定について、ご説明いたします。

【都市計画手続】

- ・今回の説明会後も、前回や今回の説明会でいただいたご意見を踏まえ、引続き、都市計画の検討を進めます。
- ・その後、再度、皆様のご意見を伺うために公聴会を開催する予定です。

【環境影響評価手続】

- ・今後、環境影響評価の手続として、準備書の縦覧期間中に準備書の内容に関する説明会を開催する予定です。
- ・これらにつきましては、改めて、広報紙やホームページでご案内させていただきますので、よろしく、お願いいたします。

スライド 74

- ・最後に、参考として都市計画決定後の事業の流れを紹介させていただきます。
- ・都市計画決定後は、費用対効果分析を含む総合的な評価を行ったうえで、事業に着手します。
- ・現在は都市計画手続の段階で、事業スケジュールや事業者が決まっていない状況ではありますが、道路事業は測量・調査、詳細設計、用地買収、工事という流れで、説明会などを通して、皆様のご理解を得ながら進めていくのが一般的となります。